

2005年PCT同盟総会で決定された規則改正について

—日本のPCT自己指定に関する規則改正その他—

永岡 重幸*・藤岡 隆浩**

1. 2005年の第34回PCT同盟総会(2005年9月26日～10月5日開催)でPCT規則の改正が採択されました。採択された主な規則改正は下記の6つです。そのうちの2つは2006年4月1日から施行され、残りの4つは2007年4月1日から施行されます。

(1) 2006年4月1日に発効する改正規則

- i) 全指定制度の例外の我国への適用(日本の指定を外すことができるようになります)
- ii) 国際公開に関する規則の改正

(2) 2007年4月1日に発効する改正規則

- i) 優先権の回復
- ii) 国際出願の欠落要素及び欠落部分の補充
- iii) PCT最小限資料の追加(韓国特許文献)
- iv) 明白な誤記の訂正

2. 改正点の概要

(1) 全指定制度の例外の我国への適用(規則4.9)

国際出願の願書に、日本の指定を除外するためのチェックボックスが追加されます。

現行規則下では、ドイツ、韓国及びロシアの指定を除外することしかできませんが、2006年4月1日から使用される新しい願書では日本の指定を除外することもできるようになります。このチェックボックスを利用することによって、国際出願の出願後において国内優先権主張の取り下げや日本の指定の取り下げの手続を行う必要がなくなります。

(2) 国際公開に関する規則の改正(規則48,86等)

- ・国際公開言語にアラビア語が追加されます。
- ・PCTガゼット(公報)は、原則としてWIPOウェブサイト上で電子的に公開されます。
- ・規則4.17に関する申立は全て公開されることになりました。従来は、「新規性の喪失の例外に関する申立」のみが公開されていました。

これにより、国際公開の利便性が高まることとなりました。さらに、WIPOのウェブサイトも充実化が図られることが期待されます。

(3) 優先権の回復(規則26の2,49の3等)

本制度は、優先期間の12ヵ月を徒過して出願された国際出願であっても、後の出願たる国際出願が優先期間の満了から2ヵ月(優先日から14ヵ月)以内に提出されたのであれば、所定の条件の下に優先権の回復を認める制度です。

これにより、優先期間を過剰した場合にもPCT出願をすることによって、パリ条約上の優先権が認められる可能性が開かれることとなります。

(4) 国際出願の欠落要素及び欠落部分(規則4.18,20等)

本制度は、国際出願時に欠落した要素(明細書、請求の範囲)または欠落した部分(要素の一部、図面の全部又は一部)が国際出願日後に提出された場合、その欠落要素等が当該国際出願の優先権基礎出願に完全に含まれていることを条件に、国際出願日を繰り下げることなく当該欠落要素等の補充を認めるというものです。

これにより、たとえば明細書のページが欠落している場合や図面を添付し忘れた場合でも、国際出願日を維持しつつ、書き忘れた部分等を回復することができます。

(5) PCT最小限資料の追加(韓国語特許文献)(規則34)

韓国語特許文献は、英語の要約が入手可能なものに

* 国際活動センター国際情報部長

** 国際活動センター欧州部員

については、国際調査機関における最小限資料となります。例えば、日本の出願人が欧州特許庁を調査機関として国際出願をした場合、サーチレポートにおいて韓国語文献が引用されるようになります。

(6) 明白な誤記の訂正（規則 91）

本改正では、従来の「誰にでも明白な誤り」という要件が「管轄機関にとって明白な誤り」に改められました。これにより、明白な誤りの訂正が認められる範囲の適正化が期待されます。

(7) PCT 規則改正における留保

「優先権の回復」並びに「国際出願の欠落要素及び欠落部分」に関する改正規則については留保が認められています。従いまして、これらの PCT の規則改

正が PCT 同盟総会で決定されたからと言って全ての PCT 同盟国で規則改正が効力を有するようになるというわけではありません。

よって、どの改正規定がどの国で留保されているのかについては規則改正が発効となる 2007 年 4 月 1 日以降の各時点において、個別に調べて対応する必要があります。

なお、PCT 規則改正における留保では、A 国が留保した規則であっても、B 国が留保していなければ、A 国の出願人は B 国において改正規則の適用を受けることができます。たとえば、A 国が優先権の回復に関する規則改正を留保し B 国が留保しない場合、A 国の出願人は B 国への国内移行に関しては優先権の回復を請求することができます。

(原稿受領 2006.2.7)